

一般財団法人青森県交通安全協会弘前交通安全協会会則

第1章 総 則

(名称等)

第1条 この会は、一般財団法人青森県交通安全協会弘前交通安全協会（以下「本会」という。）と称し、本会の組織及び運営については、一般財団法人青森県交通安全協会定款（以下「定款」という。）及び一般財団法人青森県交通安全協会地区協会運営規則（以下「地区協会運営規則」という。）に定めるもののほか、本会の会則の定めるところによる。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、弘前市大字八幡町三丁目3番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、交通道德の普及高揚を図り、もって交通秩序の維持と交通安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全を推進するための企画及びその実施
- (2) 自動車運転者等の交通安全教育
- (3) 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- (4) 交通安全に関する各種資料等の刊行及び頒布
- (5) 青森県交通指導隊に関する事業
- (6) 交通安全活動推進センターに関する事業
- (7) 交通事故に関する相談
- (8) 関係官庁、団体からの委託又は指定を受けた事業
- (9) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 単位組織

(単位組織)

第5条 本会の事業を推進するため、別表のとおり支部等を置く。

- 2 支部等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第4章 役 員

(役員の設置)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事とすることができる。

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第8条 理事は、理事会を構成し、地区協会運営規則及び本会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、地区協会運営規則及び本会則で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、常勤で本会の職務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第9条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第10条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第11条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他理事又は監事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員に対する報酬)

第12条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第13条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第14条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第15条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、原則として5月に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集)

第16条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序にしたがって副会長が理事会を招集する。

(議長)

第17条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第18条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(書面表決)

第19条 やむを得ない事由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

この場合、前条の規定については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 理事会の議長、会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 評議員

(評議員の定数)

第21条 本会に、評議員40名以上50名以内を置く。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 評議員は、役員を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第23条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結のときまでとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての

権利義務を有する。

(評議員の解任)

第24条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(評議員に対する報酬)

第25条 評議員は無報酬とする。

第7章 評議員会

(構成)

第26条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第27条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他評議員会で決議するものとして地区協会運営規則及び本会則で定められた事項
- (5) 理事会で、評議員会で決議すべきものとして議決した事項

(開催)

第28条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第29条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第30条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第31条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 会則の変更
 - (3) その他地区協会運営規則及び会則で定められた事項

(書面表決)

第32条 やむを得ない事由のため、評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

この場合、前条の規定については、当該評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

2 評議員会の議長、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問等

(顧問等)

第34条 本会には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 本会の名誉会長は、永年地区協会会長として本会発展のため功績があったもので、理事会で推薦されたものとする。

3 本会の顧問及び参与は、学識経験者又は本会に対し特に功労のあったもので、理事会で推薦されたものとする。

4 本会の名誉会長、顧問及び参与は、会長から委嘱し、その期間は2年間とするが、再任を妨げない。

5 本会の名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応ずる。

第9章 会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第36条 会員の会費は、一般財団法人青森県交通安全協会の入退会等に関する規則に定めるところによる。

(経費)

第37条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 設立当時の財産目録記載の財産
- (2) 会員の納める会費
- (3) 寄附金品
- (4) 補助金及び助成金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て、一般財団法人青森県交通安全協会（以下「県協会」という。）に届出するものとする。

2 前項の書類については、本会事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を経た上で、理事会の議決を得、県協会会長に報告するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計画書

2 前項の承認を受けた書類は、評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を本会事務局に備え置くものとする。

第10章 専門委員会等

(専門委員会等)

第40条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により専門委員会、女性部及び青年部を設置することができる。

2 本会の専門委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 本会の専門の委員会、女性部及び青年部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(交通指導隊)

第41条 本会の事業を推進するために、交通指導隊を置く。

2 交通指導隊の任務、構成及び運営に関しては、県協会交通指導隊設置および運営要綱の定めるところによる。

第11章 表彰

(表彰)

第42条 本会の表彰は、別に定めるところによる。

第12章 事務局

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第13章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第44条 この会則は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、出席評議員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

(解散)

第45条 本会を解散するには、評議員会及び理事会において、それぞれ出席評議員及び出席理事の3分の2以上の賛成によらなければならない。

第14章 補則

(委任)

第46条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規則は、一般財団法人青森県交通安全協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 改定後のこの会則は、平成30年5月15日から施行する。

3 改定後のこの会則は、令和2年5月27日から施行する。

4 改定後のこの会則は、令和4年6月3日から施行する。

別表 1 支部等の名称
支 部 名
青柳支部
石川支部
板柳町支部
岩木支部
上松原支部
桔梗野支部
北地区支部
時敏地区支部
下湯口支部
城南支部
裾野支部
相馬支部
高杉支部
千年支部
常盤坂支部
豊田支部
取上支部
新和支部
西目屋支部
東地区支部
二大支部
東目屋支部
藤崎支部
藤代支部
船沢支部
堀越支部
和徳学区支部
和徳支部